

歎異抄（親鸞聖人）

【序】

ひそかに愚案を廻らしてほぼ古今を勘ふるに、先師の口伝の眞信に異なることを歎き、後学相統の疑惑有ることを思ふに、幸ひにの知識によらずんば、いかでか易行の一門に入ることを得んや。まつたく自見の覚悟をもって他力の宗旨を乱ることなかれ。よつて故親鸞聖人の御物語の趣、耳の底に留むるところいささかこれを註す。ひとへにの不審を散せんがためなり。

【第一章】

「弥陀の誓願不思議に助けられまいらせて、往生をばぐるなり」と信じて「念仏もうさん」とおもいたつ心のおこるとき、すなわち撰取不捨の利益にあずけしめたまうなり。

弥陀の本願には老少善悪のひとをえらばれず。ただ信心を要とすとしるべし。

そのゆえは、罪悪深重・煩惱熾盛の衆生を助けんがための願にてまします。

しかれば本願を信ぜんには、他の善も要にあらず、念仏にまさるべき善なきゆえに。悪をもおそるべからず、弥陀の本願をさまたぐるほどの悪なきがゆえにと。

【第二章】

おのおの十余ヶ国の境を越えて、身命を顧みずして、訪ね来たらしめたまう御志、ひとえに往生極楽の道を問ひ聞きかんがため

なり。

しかるに念仏よりほかに往生の道をも存知し、また法文等をも知りたるらんと、心にくく思ひ召ておわしましてはんべらんは、大なる誤りなり。

もししからは、南都北嶺にも、ゆゆしき学匠たち多く座せられて候なれば、かの人々にもあいたてまつりて、往生の要よく聞かるべきなり。

親鸞におきては、「ただ念仏して、弥陀に助けられまいらすべし」と、よき人の仰せを被りて、信するほかに別の子細なきなり。

念仏は、まことに浄土に生まるるたねにてやはんべらん、また地獄に墮つべきにてやはんべらん。総じてもつて存知せざるなり。たとい、法然聖人にすかさされまいらせて、念仏して地獄に墮ちたりとも、さらに後悔すべからず候。

そのゆえは、自余の行を励みて、仏になるべかりける身が、念仏を申して、地獄にも墮ちて候わばこそ、「すかされたてまつりて」といふ後悔も候わめ。いづれの行も及び難き身なれば、とても地獄は一一定すみかぞかし。

弥陀の本願まことにおわしまさば、釈尊の説教、虚言なるべからず。仏説まことにおわしまさば、善導の御釈、虚言したまうべからず。善導の御釈まことならば、法然の仰せ、そらごとならんや。法然の仰せまことならば、親鸞が申す旨、またもつてむなしかるべからず候か。

詮ずるところ、愚身の信心におきてはかくのごとし。このうえは、念仏をとりて信じたてまつらんと、またすてんと、面々の御計らいなりと云々。

【第三章】

善人なおもて往生を遂ぐ、いわんや悪人をや。しかるを、世の人つねにいわく、「悪人なお往生す、いかにいわんや善人をや」。この条、一旦そのいわれあるに似たれども、本願他力の意趣に背けり。

そのゆえは、自力作善の人は、ひとえに他力をたのむ心欠けたる間、弥陀の本願にあらず。しかれども、自力の心をひるがえして、他力をたのみたてまつれば、眞実報土の往生を遂ぐるなり。

煩惱具足の我らは、いずれの行にても、生死を離ることあるべからざるを憐れみたまいてをおこしたまう本意、悪人成仏のためなれば、他力をたのみたてまつる悪人、もつとも往生の正因なり。よつて善人だにこそ往生すれ、まして悪人はと、仰せ候いき。

【第四章】

慈悲に聖道・浄土のかわりめあり。

聖道の慈悲というは、ものを憐れみ愛しみ育むなり。しかれども、思うがごとく助け遂ぐるごと、極めてありがたし。

浄土の慈悲というは、念仏して、急ぎ仏になりて、大慈大悲心をもつて、思うがごとく衆生を利益するをいふべきなり。

今生に、いかに、いとおし不便と思うとも、存知のごとく助け難ければ、この慈悲始終なし。しかれば、念仏申すのみぞ、未徹りたる大慈悲心にて候べき、と云々。

【第五章】

親鸞は父母の孝養のためとて念仏、一返にても申したることいまだ候わず。

そのゆえは、一切の有情は皆もつて世々生々の父母兄弟なり。いずれもいずれも、この順次生に仏に成りて、助け候べきなり。わが力にて励む善にても候わばこそ、念仏を廻向して、父母をも助け候わめ。ただ自力をすてて、急ぎ浄土のさとりを聞きなば、六道四生のあいだ、いずれの業苦に沈めりとも、神通方便をもつて、まず有縁を度すべきなり、と云々。

【第六章】

専修念仏の輩の、「わが弟子ひとりの弟子」という相論の候らんこと、もつてのほかの子細なり。

親鸞は弟子一人ももたず候。

そのゆえは、わが計らいにて、人に念仏を申させ候わばこそ、弟子にても候わめ、ひとえに弥陀の御もよおしにあずかりて念仏申し候人を、「わが弟子」と申すこと、極めたる荒涼のことなり。

つくべき縁あれば伴い、離るべき縁あれば離ることのあるをも、「師を背きて人につれて念仏すれば、往生すべからざるものなり」などいふこと、不可説なり。

如来より賜りたる信心を、わがもの顔に取り返さんと申すにや。かえすがえすも、あるべからざることなり。

自然の理にあいかなわば、仏恩をも知り、また師の恩をも知るべきなりと云々。

【第七章】

念仏者は、無碍の一道なり。そのいわれ如何とならば、信心の行者には、天神・地祇も敬伏し、魔界・外道も障碍することなし。罪悪も業報を感ずることあたわず、諸善も及ぶことなきゆえ

に、無碍の一道なり、と云々。

【第八章】

念仏は行者のために、非行・非善なり。

わが計らいにて行ずるにあらざれば、非行という。わが計らいにてつくる善にもあらざれば、非善という。

ひとえに他力にして、自力を離れたるゆえに、行者のためには非行・非善なり、と云々。

【第九章】

「念仏申し候えども、踊躍歡喜の心おろそかに候こと、また急ぎ浄土へ参りたき心の候わぬは、いかに候べきことにて候やらん」と申し候いしかば、「親鸞もこの不審ありつるに、唯円房、同じ心にてありけり。よくよく案じみれば、天におどり地におどるほどに喜ぶべきことをよろこばぬにて、いよいよ往生は一定と思いたまうべきなり。

喜ぶべき心を抑圧喜ばせざるは、煩惱の所為なり。しかるに仏かねて知ろしめして、煩惱具足の凡夫と仰せられたることなれば、他力の悲願は、かくのごときの際らがためなりけりと知られて、いよいよ頼もしく覚ゆるなり。

また浄土へ急ぎ参りたき心のなくて、いささか所勞のこともあれば、死なんざるやらんと心細く覚ゆることも、煩惱の所為なり。久遠劫よりいままで流転せる苦惱の旧里はすてがたく、いまだ生まれざる安養の浄土は恋しからず候こと、まことに、よくよく煩惱の興盛に候にこそ。

名残惜しく思えども、娑婆の縁つきて力なくして終わるときに、

かの土へは参るべきなり。急ぎ参りたき心なき者を、ことに憐れみたまうなり。

これにつけてこそ、いよいよ大悲大願は頼もしく、往生は決定と存じ候え。

踊躍歡喜の心もあり、いそぎ浄土へも参りたく候わんには、煩惱のなきやらんと、あやしう候いなまし」と云々。

【第十章】

「念仏には無義をもつて義とす。不可称・不可説・不可思議のゆえに」と仰せ候いき。

【別序】

そもそもかの御在生の昔、同じ志にして、歩みを遠遠の洛陽に励まし、信を一つにして心を当来の報土にかけし輩は、同時に御意趣を承りしかども、その人々に伴いて念仏申さるる、その数を知らずおわします中に、聖人の仰せにあらざる異義どもを、近來は多く仰せられおうて候由、伝え承る。いわれなき条々の子細のこと。

【第十一章】

一文不通の輩の念仏申すにおうて、「なんじは誓願不思議を信じて念仏申すか、また名号不思議を信ずるか」と言い驚かして、ふたつの不思議の子細をも分明に言いひらかずして、人の心を惑わすこと、この条、かえすがえすも心をとどめて思い分くべきことなり。

誓願の不思議によりて、たもちやすく、称えやすき名号を案じ

したまいて、「この名字を称えん者を、迎えとらん」と御約束あることなれば、まず「弥陀の大悲大願の不思議に助けられまいらせて生死を出ずべし」と信じて、「念仏の申さるるも、如来の御計らいなり」と思えば、少しも自らの計らい交わらざるがゆえに、本願に相応して、実報土に往生するなり。これは誓願の不思議を、むねと信じたてまつれば、名号の不思議も具足して、誓願・名号の不思議一つにして、さらに異なることなきなり。

次に自らの計らいをさしはさみて、善悪の二つにつきて、往生の助け・障り、二様に思うは、誓願の不思議をばたのまずして、わが心に往生の業を励みて、申すところの念仏をも自行になすなり。この人は、名号の不思議をもまた信ぜざるなり。信ぜざれども、辺地・懈慢・疑城・胎宮にも往生して、果遂の願のゆえに、ついに報土に生ずるは、名号不思議の力なり。これすなわち、誓願不思議のゆえなれば、ただ一つなるべし。

【第十二章】

經 釈を読み学せざる輩、往生不定の由のこと。この条、すこぶる不足言の義と言いつべし。

他力真實の旨を明かせる諸の聖教は、本願を信じ、念仏を申さばに成る。そのほか、何の学問かは往生の要なるべきや。まことに、この理に迷えらん人は、いかにもいかにも学問して、本願の旨を知るべきなり。經釈をよみ学すといえども、聖教の本意をこころえざる条、もつとも不便のことなり。

一文不通にして、經釈の行く路も知らざらん人の、称えやすからんための名号におわしますゆえに、易行という。学問を旨とするは、聖道門なり、難行と名づく。「あやまって、学問して、

名聞利養のおもいに住する人、順次の往生、いかがあらんずらん」という証文も候べきや。

当時、専修念仏の人と聖道門の人、諍論を企てて、「わが宗こそ勝れたれ、人の宗は劣りなり」と言うほどに、法敵も出で来り。謗法もおこる。これしかしながら、自からわが法を破謗するにあらずや。たとい諸門こそりて、「念仏はかいたなき人のためなり、その宗浅しいやし」と言うとも、さらに争わずして、「我らがごとく下根の凡夫、一文不通の者の、信すれば助かる由、承りて信じ候えば、さらに上根の人のためにはいやしくとも、我らがためには、最上の法にてまします。たとい自余の教法は勝れたりとも、自らがためには器量及ばざれば、つとめがたし。我も人も、生死を離れんことこそ諸仏の御本意にておわしませば、御妨げあるべからず」とて、にくい気せずは、誰の人もかありて仇をなすべきや。かつは、「諍論のところには、諸の煩惱おこる、智者遠離すべきよし」の証文候にこそ。

故聖人の仰せには、「『この法をば信ずる衆生もあり、謗る衆生もあるべし』と、仏説きおかせたまいたることなれば、我々はすでに信じたてまつる。また人ありてるにて、仏説まことなりけりと知られ候。しかれば『往生はいよいよ一定』と思いたまつべきなり。あやまって謗る人の候わざらんこそ、『いかに信ずる人はあれども、謗る人のなきやらん』ともおぼえ候いぬべけれ。かく申せばとて、必ず人に謗られんとはあらず。仏の、かねて信謗ともにあるべき旨を知ろしめして、『人のうたがいをあらせじ』と説きおかせたまつことを申すなり」とこそ候らしいか。

今の世には、学門して人の謗りをやめ、ひとえに論義問答旨とせんとかまえられ候にや。学問せば、いよいよ如来の御本意を知り、

悲願の広大の旨をも存知して、「いやしからん身にて往生はいかが」
などと危ぶまん人にも、本願には善悪・淨穢なき趣をも説き
聞かせられ候わばこそ、学匠の甲斐にても候わめ。たまたま、何
心もなく、本願に相応して念仏する人をも、「学門してこそなどと
言いおどさるること、法の魔障なり、仏の怨敵なり。自らら他
力の信心欠くるのみならず、あやまって他を迷わさんとす。
つつしんで恐るべし、先師の御心に背くことを。かねて憐れむ
べし、弥陀の本願にあらざることをと云々

【第十三章】

弥陀の本願不思議におわしませばとて悪をおそれざるは、また
本願ほこりとして往生かなうべからずということ。この条、本願を疑
う、善悪の宿業を心得ざるなり。

善き心のおこるも、宿善のもよおすゆえなり。悪事の思われせ
らるるも、悪業の計らうゆえなり。故聖人の仰せには、「毛卯・
羊毛のさきにいる塵ばかりも、つくる罪の宿業にあらざるとい
ことなしと知るべし」と候いき。

また、あるとき「唯円房はわが言うことをば信ずるか」と、仰せ
の候いし間、「さん」と、申し候いしかば、「さらば言わんこと違
まじきか」と、重ねて仰せの候いし間、つつしんで領状申して
候いしかば、「たとえば、人を千人殺してんや、しからば往生は一
定すべし」と仰せ候いしとき、「仰せにては候えども、一人もこの
身の器量にては殺しつべしとおおぼえず候」と申して候いしかば、
「さてはいかに親鸞が言うことを違うまじきとは言うぞ」と。「こ
れにて知るべし、何事も心にまかせたることならば、往生のために
千人殺せと言わんに、すなわち殺すべし。しかれども一人にても

かないぬべき業縁なきによりて害せざるなり。わが心の善くて、殺
さぬにはあらず、また害せじと思うとも百人千人を殺すこともある
べし」と仰せの候いしは、我らが心の善きをば善しと思ひ、悪しき
ことをば悪しと思ひて、願の不思議にて助けたまうということを知
らざることを、仰せの候いしなり。

そのかみ、邪見におちたる人あつて、「悪をつくりたる者を助け
んという願にてましますべし」とて、わざと好みて悪をつくりて、「往
生の業とすべき」由を言ひて、ようように悪しなることの聞こえ候
いしとき、御消息に、「薬あればとて毒を好むべからず」とあそば
されて候は、かの邪執を止めんがためなり。まったく、「悪は往
生の障りたるべし」とにはあらず。持戒持律にてのみ本願を信ず
べくは、我らいかでか生死を離るべきや。かかる浅ましき身も、本
願にあいたてまつりてこそ、げにほこられ候え。さればとて、身に
そなえざらん悪業は、よもつくられ候わじものを。

また、「海河に網をひき釣りをして、世を渡る者も、野山に、獸
を狩り鳥をとりにて命をつぐ輩も、商いをもし、田畠を作りて過
ぐる人も、ただ同じことなり」と。

「さるべき業縁のもよおせば、いかなる振る舞いもすべし」と
こそ、聖人は仰せ候いしに、当時は後世者ぶりして、善からん者
ばかり念仏申すべきように、あるいは道場に貼り文をして、「何々
の事したらん者をば、道場へ入るべからず」などということ、ひ
とえに賢善精進の相を外に示して、内には虚仮を懐けるものか。

願にほこりてつくらん罪も、宿業のもよおすゆえなり。されば
善きことも、悪しきことも、業報にさしまかせて、ひとえに本願を
たのみまいらすればこそ、他力にては候え。『唯信抄』にも、「弥
陀いかりの力ましますと知りてか、罪業の身なれば救われ難

しと思うべき」と候ぞかし。本願にほこる心のあらんにつけてこそ、他力をたのむ信心も決定しぬべきことにて候え。

おおよそ、悪業煩惱を断じ尽くして後、本願を信ぜんのみぞ、願にほこる思いもなくてよかるべきに、煩惱を断じなば、すなわち仏になり、仏のためには、五劫思惟の願、その詮なくやまします。本願ほこりと誠めらるる人々も、煩惱不浄具足せられてこそ候けなれ。それは願にほこらるるにあらずや。いかなる悪を、本願ほこりという、いかなる悪がほこらぬにて候べきぞや。かえりて心幼きことか。

【第十四章】

「一念に八十億劫の重罪を滅すと信すべし」ということ。この条は、十悪・五逆の罪人、日ごろ念仏を申さずして、命終のとき、初めて善知識の教えにて、一念申せば八十億劫の罪を滅し、一念申せば、八十億劫の重罪を滅して往生すといえり。

これは、十悪・五逆の軽重を知らせんがために、一念・十念といえるか、滅罪の利益なり。いまだ我が信するところに及ばず。

そのゆえは、弥陀の光明に照らされまいらするゆえに、一念発起するとき、金剛の信心を賜りぬれば、すでに定聚の位におさめしめたまいて、命終すれば、諸の煩惱悪障を転じて、無生忍をさとらしめたまうなり。「この悲願ましますは、かかるあまましき罪人、いかでか生死を解脱すべき」と思いて、一生の間申すところの念仏は、皆悉く、「如来大悲の恩を報じ、徳を謝す」と思ふべきなり。

念仏申さんごとに罪を滅ぼさんと信せば、すでに、我と罪を消して往生せんと励にてこそ候なれ。もししからは、一生の間、思いと

思うこと、皆生死の絆にあらざることなければ、命つきんまで念仏退転せずして往生すべし。ただし業報かぎりあることなれば、いかなる不思議のこともあひ、また病悩苦痛せめて正念に住せずして終わらん。念仏申すこと難し。その間の罪は、いかがして滅すべきや。罪消えざれば、往生はかなうべからざるか。

撰取不捨の願をたのみたてまつらば、いかなる不思議ありて悪業をおかし、念仏申さずして終わるとも、すみやかに往生を遂ぐべし。また、念仏の申されんも、ただ今さとりを開かんずる期の近くにしたがいても、いよいよ弥陀をたのみ、御恩を報じたてまつるにてこそ候わめ。

罪を滅せんと思わんは、自力の心にして、臨終正念といゆる人の本意なれば、他力の信心なきにて候なり。

【第十五章】

煩惱具足の身をもつて、すでにさとりを開くということ。この条、もつてのほかの事に候。

即身成仏は真言秘教の本意、三密行業の証果なり。六根清浄はまた法華一乗の所説、四安樂の行の感徳なり。これみな難行上根のつとめ、観念成就のさとりなり。来生の開覚は他力浄土の宗旨、信心決定の道なるがゆえなり。これまた易行下根のつとめ、不簡善悪の法なり。

おおよそ、今生においては、煩惱・悪障を断ぜんこと、きわめてありがたきあいだ、真言・法華を行ずる浄侶、なおもて順次のさとりをいのる。いかにいわんや、戒行・恵解ともになしといえども、弥陀の願船に乗じて、生死の苦海を渡り、報土の岸につきぬるものならば、煩惱の黒雲はやく霽れ、法性の覺月す

みやかに現れて、尽十方の無碍の光明に一味にして、一切の衆生を利益せんときにこそ、さとりにては候え。

この身をもってさとりを開くと候なるひとは、釈尊のごとく、種々の応化の身をも現じ、三十二相・八十随形好をも具足して、説法利益候にや。これをこそ、今生にさとりを開く本とは申し候え。

和讃にいわく「金剛堅固の信心の、さだまるときをまちえてぞ、弥陀の摂護して、ながく生死をへだてける」(善導讃)とは候えは、信心の定まるときに、ひとたび摂取して捨てたまわざれば、六道に輪廻すべからず。しかればながく生死をばて候ぞかし。かくのごとく知るを、さとりとは言い紛らかすべきや。あわれに候をや。

「浄土真宗には、今生に本願を信じて、かの土にしてさとりをば開くとならい候ぞ」とこそ、故聖人の仰せには候いしか。

【第十六章】

信心の行者、自然に、腹をも立て、悪しなる事をもおかし、同朋同侶にもあいて口論をもしては、かならず廻心すべしということ。この条、断悪修善のこころちか。

一向専修の人においては、廻心ということ、ただ一度あるべし。

その廻心は、日ごろ本願他力真宗を知らざる人、弥陀の智慧を賜りて、「日ごろの心にては、往生かなうべからず」と思いて、本の心をひきかえて、本願をたのみまいらするをこそ、廻心とは申し候え。

一切の事に、朝・夕に廻心して、往生を遂げ候べくば、人の命は、出する息、入る息を待たずして終わることなれば、廻心もせず、柔和忍辱の思いにも住せざらん命つきなば、撮取不捨の誓願は、むなしくならせおわしますべきにや。

口には「願力をたのみたてまつる」と言いて、心には「さこそ悪人を助けんという願、不思議にまします」というとも、さすが善からん者をこそ助けたまわんずれ」と思うほどに、願力を疑い他力をたのみまいらする心欠けて、辺地の生を受けんこと、もつとも嘆き思いたまうべきことなり。

信心定まりなば往生は弥陀に計らわれまいらせてすることなれば、わが計らいなるべからず。悪からんにつけても、いよいよ願力を仰ぎまいらせば、自然の理にて、柔和忍辱の心も出でくべし。すべて万の事につけて、往生には賢き思いを具せずして、ただほればれと弥陀の御恩の深重なること、常は思い出しまいらすべし。しかれば念仏も申され候。これ自然なり。わが計らわざるを、自然ともうすなり。これすなわち他力にてまします。しかるを、自然ということの別にあるように、我物知り顔に言う人の候由承る、浅ましく候なり。

【第十七章】

辺地の往生を遂ぐる人、ついには地獄に墮つべしということ。

この条、いずれの証文に見え候ぞや。学匠だつる人の中に言い出さるることにて候なるこそ、浅ましく候え。経・論・聖教をばいかように見なされて候やらん。

信心欠けたる行者は、本願を疑うによりて、辺地に生じて、疑いの罪をつぐのいて後、報土のさとりを開くとこそり候え。

信心の行者少なきゆえに、化土に多くすすめ入れられ候を、「ついにむなしくなるべし」と候なるこそ、如来に虚妄を申しつけまいらせられ候なれ。

【第十八章】

仏法の方に、施入物の多少にしたがいて、大・小仏に成るべしということ。この条、不可説なり、不可説なり。比興のことなり。

まず仏に大・小の分量を定めんことあるべからず候や。かの安養浄土の教主の御身量ごしんりょうを説かれて候も、それは方便報身ほうべんほうじんのかたちなり。法性ほつしやうのさとりを開いて長短・方円のかたちにもあらず、青・黄・赤・白・黒の色をも離れなば、何をもってか大小を定むべきや。念仏申すに化仏けぶつを見たとまつるといふことの候なるこそ、「大念には大仏を見、小念には小仏を見る」(大集経意)といえるが、もしこの理なんどにばし、ひきかけられ候やらん。

かつはまた檀波羅蜜だんぱらみつの行とも言いつべし。いかに宝物を仏前にもなげ、師匠ししやうにも施すとも、信心欠けなばその詮せんなし。一紙半銭いっしはんせんも仏法の方に入らずとも、他力たうりきに心をなげて信心深くは、それこそ願の本意にて候わめ。

すべて仏法に事を寄せて世間の欲心もあるゆえに、同朋どうほうを言いおどさるるにや。

【後序】

右条じゆうじやう 々は皆もって信心の異なるより起こり候か。故聖人の御物語に、法然聖人の御時、御弟子その数多かりける中に、同じ御信心の人も少なくおわしけるにこそ、親鸞御同朋おんなかの御中にして御相論ごそうろんのこと候いけり。

そのゆえは、「善信が信心も聖人の御信心も一つなり」と仰せの候いければ、勢観房せいかんぼう、念仏房ねんぶつぼうなどもうす御同朋達おんどうぼうたち、もつてのほかに争いたまいて、「いかでか聖人の御信心に善信房の信心一つにはあるべきぞ」と候いければ、「聖人の御智慧才覚ひさし博くおわします

に、一つならんと申さばこそ僻事ひがごとならめ。往生の信心においては全く異なることなし、ただ一つなり」と御返答ありけれども、なお、「いかでかその義あらん」という疑難ぎなんありければ、詮せんするところ聖人の御前にて、自他の是非を定むべきにて、この子細しさいを申し上げれば、法然聖人の仰せには、「源空が信心も如来より賜りたる信心なり。善信房の信心も如来より賜りたる信心なり。されば、源空が参らざる浄土へは、よも参らせたまい候らわじ」と仰せ候いしかば、当時の一向専修いっこうせんじゆの人々の中にも、親鸞の御信心に一つならぬ御ことも候らんとおぼえ候。いずれもいずれも繰り言くりごにて候えども、書き付け候なり。

露命ろめいわずかに枯草こそうの身にかかりて候ほどにこそ、相伴あいともなわしめたまう人々、御不審ごふしんをも承り、聖人の仰せの候いし趣おもむきをも、申し聞かせ参らせ候えども、閉眼へいがんの後ごは、さこそしどけなき事どもにて候わんずらめとき存じ候いて、かくのごとくの義ども仰せられあい候人々にも、言い迷わされなんどせらるることの候わんときは、故聖人の御心にあいかないて候御聖教おんしやうきやうどもを、よくよく御覧候べし。

おおよそ聖教には、真実・権ごん仮げともに相交わり候なり。権ごんをすてて実をとり、仮をさしおきて真を用いるこそ、聖人の御本意にて候え。かまえてかまえて聖教を見み乱みだらせたまうまじく候。

大切の証文ども、少々抜き出で参らせ候て、目安めやすにして、この書に添え参らせて候なり。

聖人の常の仰せには、「弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとえに親鸞一人が為なりけり。されば、若干そくごくの業をもちける身にてありけるを、助けんと思おぼしし召ましたちける本願のかたじけなさ

よ」と御述懐候いしことを、今また案ずるに、善導の、「自身はこれ現に罪悪生死の凡夫、曠劫よりこのかた、常に沈み常に流転して、出離の縁あることなき身と知れ」（散善義）という金言に、少しも違わせおわしませず。

さればかたじけなく、わが御身にひきかけて、われらが身の罪悪の深きほどを知らず、如来の御恩の高きことをも知らずして迷えるを、思い知らせんが為にて候いけり。

まことに如来の御恩ということをばなくして、我も人も、善し悪しということのみ申しあえり。聖人の仰せには、「善悪の二つ、総じてもつて存知せざるなり。そのゆえは、如来の御心に善しと思し召すほどに知りとおしたらばこそ、善きを知りたるにてもあらめ、如来の悪しと思し召すほどに知りとおしたらばこそ、悪しさを知りたるにてもあらめど、煩惱具足の凡夫・火宅無常の世界は、万のこゝと皆もつてそらごと・たわごと・真実あることなきに、ただ念仏のみぞまことにておわします」とこそ仰せは候いしか。

まことに、我も人も空言をのみ申しあい候中に、一つ痛ましきことの候なり。そのゆえは、念仏申すについて信心の趣をもたがい問答し、人にも言い聞かせるとき、人の口をふさぎ相論をたんだめに、全く仰せにてなきことをも仰せとのみ申すこと、浅ましく歎き存じ候なり。この旨をよくよく思い解き、心得らるべきことに候。

これさらに私の言葉にあらずといえども、経釈の行く路も知らず、法文の浅深を心得わけたることも候わねば、定めておかしきことにてこそ候わめども、古親鸞聖人の仰せ言候いし趣、百分が一つ、片端ばかりをも思い出で参らせて書き付け候なり。

悲しきかなや、幸いに念仏しながら、直に報土に生まれずして、

辺地に宿をとらんこと。一室の行者の中に信心異なることなからんために、泣く泣く筆を染めてこれを記す。
名づけて『歎異抄』というべし。外見あるべからず。

後鳥羽院の御宇、法然聖人、他力本願念仏宗を興行す。時に興福寺の僧侶、敵奏の上、御弟子中狼藉子細あるよし、無実の風聞によりて罪科に処せらるる人数の事。

一 法然聖人並びに御弟子七人流罪、また御弟子四人死罪におこなわるるなり。

聖人は土佐国番田という所へ流罪、罪名藤井元彦男と云々、生年七十六歳なり。

親鸞は越後国、罪名藤井善信と云々、生年三十五歳なり。

浄円房備後国、

澄西禅光房伯耆国、

好覚房伊豆国、

行空法本房佐渡国、

幸西成覚房・善恵房一人、同じく遠流にさだまる。しかるに無動寺の善題大僧正、これを申しあざかると云々。

遠流之人々已上八人なりと云々

被行死罪人々。

一番 西意善綽房

二番 性願房

三番 住蓮房

四番 安楽房

二位法印尊長の沙汰なり。

親鸞改僧儀賜俗名、仍非僧非俗。然間以「禿」字為姓被経奏問畢。

彼御申状、于今外記庁納云々

流罪以後「愚禿親鸞」令書給也

右斯聖教者、為当流大事聖教也。
於無宿善機、無左右不可許之者也。

釈蓮如